

◆書評◆

小島庸平著

『サラ金の歴史 消費者金融と日本社会』

(中央公論新社 2021年 ISBN 978-4-12-102634-7 980円+税)



李 素軒

(帝京大学 経済学部)

サラ金は、いわゆる「金融包摂」の両面性を表す代表的な例である。信用力が低く、制度として確立された銀行システムからお金を借りることが難しい社会層に対して資金を提供する意味で「包摂的金融」としての側面を持つ。しかし、その代わりに高い金利を課し、債務の負担がますます大きくなってしまいう状況に陥らせる意味で、「略奪的金融」の典型でもある。「サラ金」という言葉に対する世間のイメージは、どちらかというとも後者のネガティブなイメージが強いであろう。本書の終章にも挙げられているように、過剰債務で利用者を貧困に陥らせたり、無理な取り立てをする非情な「高利貸し」のイメージはメディアや文学作品でも度々登場する。

このような悪者としてのイメージが強いサラ金に対して、本書はできるだけ中立的な立場から分析すべく、「金融技術」と「人」の観点からその歴史を辿る。サラ

金による被害が社会問題として浮上するはるか前の時代まで遡り、戦前の個人間の資金貸借である「素人高利貸」から、戦後庶民金融を代表した「質屋」や「月賦」といった形を経て、サラ金の前身である「団地金融」が誕生し衰退していく過程が詳細に描かれる。やがて、1960年代半ば頃に登場した「サラリーマン金融」は、高度成長期のサラリーマン男性の飲酒・交際費といった遊興目的の「前向き」の資金需要や、その後の低成長期の生活費の穴埋めといった「後ろ向き」の資金需要を享受しながら急速に成長してきたが、「高金利、過剰融資、過剰取り立て」といった「サラ金三悪」問題が浮上し、「サラ金パニック」と呼ばれる状況を招来する。1970年代後半の「第一次サラ金パニック」および1982年前後の「第二次サラ金パニック」を通じてサラ金に対する批判が高まると、1983年には当時年利率109.5%だった上限金利を40%まで引き下げる貸金業規制法が

制定された。サラ金業界は、貸金業規制法の制定に伴う「冬の時代」を、銀行との関係強化、リストラや社内体制の整備等を通じて凌ぎ、バブル崩壊後も顧客層を広げながら成長し続け、大手会社は「悲願」であった株式上場を遂げる。しかし、その後の長期不況の下で減少する家計の可処分所得に対して債務の負担はますます重くなり、サラ金に頼らざるを得なかった人々が貧困に陥り、人々の経済的苦境につけ込むサラ金への批判は再び強まった。被害者運動が組織化され、規制強化が求められると、2006年12月には借入額の上限を年収の3分の1とする「総量規制」などを盛り込んだ改正貸金業法が成立し、その後のサラ金業界の凋落に繋がる。

戦前から今日に至るサラリーマン金融の歴史を綿密に追っていく中で、本書はサラ金の供給と需要両側にいる「人」に焦点を当てる。融資残高や店舗数といった統計からは見えない、実際サラ金に関わった人々にスポットライトが当てられ、サラ金企業の創業者がどのような人生を歩み、どのような経営ビジョンで創業に挑んだのか、債権回収を担当したサラ金企業社員は重い感情労働をどのような思いで遂行したのか、また、サラ金で借った人々はどういった精神的状態にあり、時には夜逃げや自殺に至ったのかが浮き彫りになる。本書の前書きで強調しているように、サラ金業界が遂げてきた金融技術の革新の中には、機械導入を通じた店

舗の無人化や、IT技術を駆使した新たなサービスといった「ハードウェア」面での革新だけではなく、信用審査における情報の非対称性の解消や、効果的な債権回収の仕方といった「ソフト」な技術の革新も含まれていた。そのような技術革新の中では、「あたかも職人が腕を磨くように(本書、v頁)」開発された技術もあった。第5章で紹介されている、自宅で居留守している多重債務者の体臭を郵便受付から伝わってくる匂いで察知したり、罪悪感を軽減するため「役者」になりきって取り立て役を演じるサラ金業従事者の事例は、債権回収という感情労働の金融技術が個人の熟練に大きく依存していた側面を示す。同章では、このような金融技術の「効率化」によって、債務者はさらに精神的に追い込まれた点も指摘される。

サラ金業界の中に立ち入って、その中の人々の具体的な生き様を取り上げる本書の観点は、サラ金の顧客側である家計の内部にも着目する。金融史の「家計・ジェンダーアプローチ」と名付けられたこの観点から、家計内での夫と妻の「せめぎ合い」が、サラリーマン金融や消費者金融の盛衰にどのように関わってきたのかが明らかにされる。第3章では、主婦を相手とした団地金融が衰退し、夫の出世のための飲酒・交際費を貸すサラ金が高度成長期に急速に成長した背景には、「小遣い制」と「情意考課」があったと指摘する。「家族の戦後体制」では、夫が唯一の稼ぎ

手となって給与をもらってくると、家計の主な管理者である妻はその中から幾らかを夫の小遣いとして支給することが一般的であった。会社員の夫は、当時蔓延った情意考課で良い評価を得るためにゴルフや飲み会に小遣い以上のお金が必要となると、「女房に内緒の金」を求めるようになり、サラ金への需要に繋がったのである。しかし、妻が財布の紐を握っていたことが、夫より妻の経済的な権限が大きかったことを意味するわけではなかった。収入があって高利での借入も相対的に容易に決断できた夫とは違って、妻は個人的な支出のためにはへそくりを蓄えなければならず、時には主な稼ぎ手である夫の仕事や出世を理由に妻が「がまん」を強いられることもあった。このような非対称的な力関係を反映するように、主婦を原則的に排除し、サラリーマン男性の「前向き」な資金需要に支えられるサラ金が急成長したのである。

1970年代の景気後退を契機に、サラ金が生活費の穴埋めという「後ろ向き」の需要に応じるようになると、「奥様ローン」や「ご家族ローン」といった主婦向けのローンも登場するなど、サラ金は女性や低所得層にまで融資を広げ、「消費者金融」として生まれ変わった。しかし、上述のように、サラ金による金融包摂の影はその後の低成長期や長期不況期を通じて露わになり、サラ金の略奪的金融としての側面を規制するための改正貸金業法が

2006年成立する。同法には、専業主婦への貸出の時に「配偶者の同意書」を求めるようにする変更が含まれ、かつて家計の管理者であった専業主婦の立ち位置が、家族のあり方や家計の内部構造が多様化していく中、変わってきていることを表している。

改正貸金業法を契機として消費者金融は銀行システムに統合されたが、SNSやモバイル・アプリ等ITを活用した対個人・個人間金融の進化は、銀行システムの外で急速に進んでいる。その中では、悪質な手口による被害事例も増えている。サラ金の歴史から得られる一つの示唆は、金融システムの底辺から顧客層を広げ、金融アクセスが限られていた社会階層に対して、サラ金が一種の「セーフティ・ネット」としての役割をしていた「奇妙な事態」が孕む危険性であろう。公的セーフティ・ネットの不備の下、藁にもすがる思いの人々の経済的苦境を高利貸しで救うような「奇妙な事態」は持続されず、破局に向かった。その過程でサラ金が金融的に「包摂」した多くの人々を苦しめた事実を看過すべきではない。IT技術の発展を追い風に対個人・個人間金融のプラットフォームが雨後の筍のように増えている今日に、金融セーフティ・ネットはどう変わっていくべきかを考える上で、サラ金の歴史は示唆に富む。